

高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者等

入居支援事業実績報告書



平成 25 年 3 月
特定非営利活動法人
おかやま入居支援センター

目 次

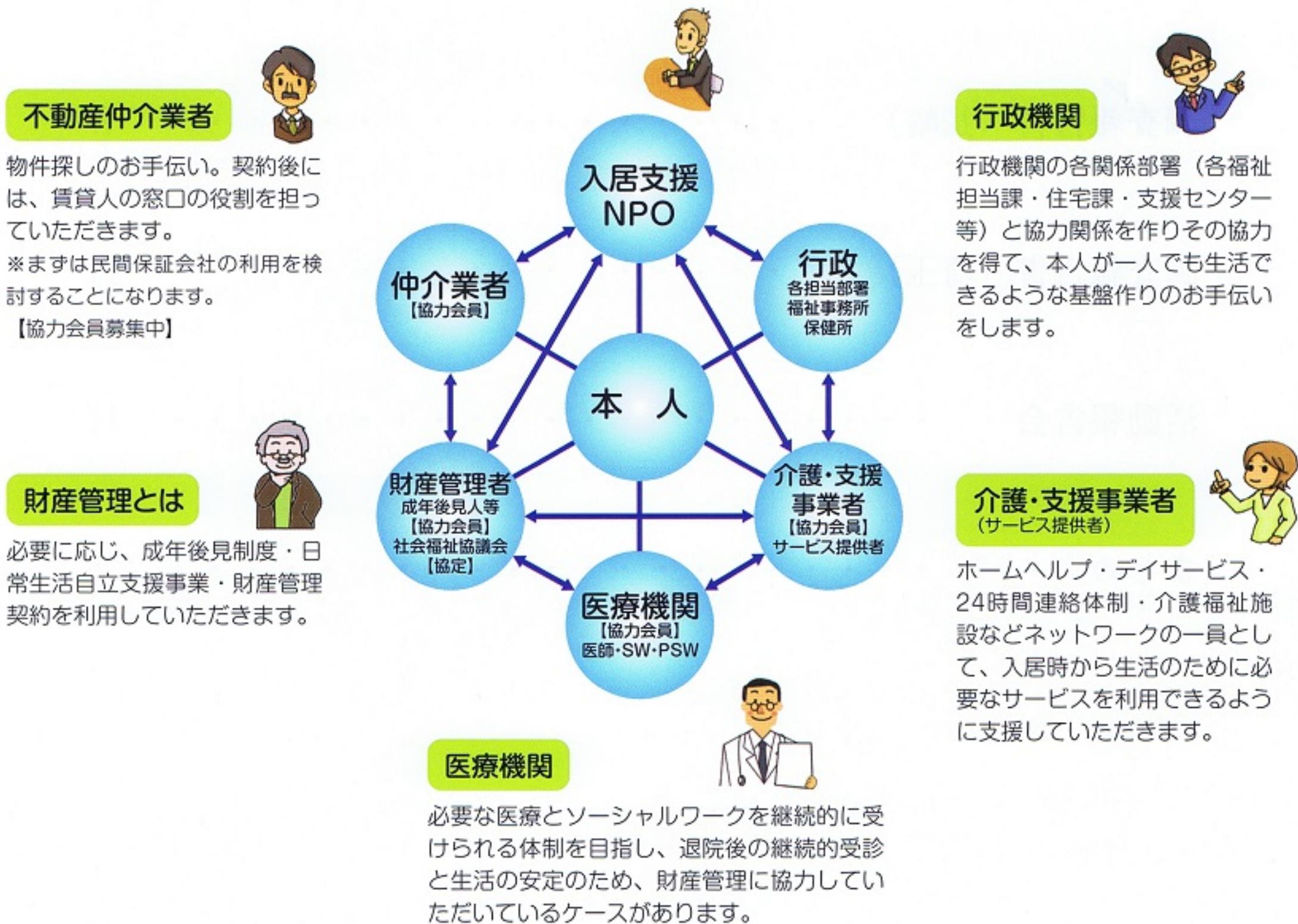
おかやま入居支援センターの目的	2
シェルター運営事業報告	4
生活支援サロン運営事業報告	6
関係機関訪問報告	7
調査報告書（長崎）	8
調査報告書（埼玉）	11
活動報告会	17
まとめ	25

おかやま入居支援センターの目的

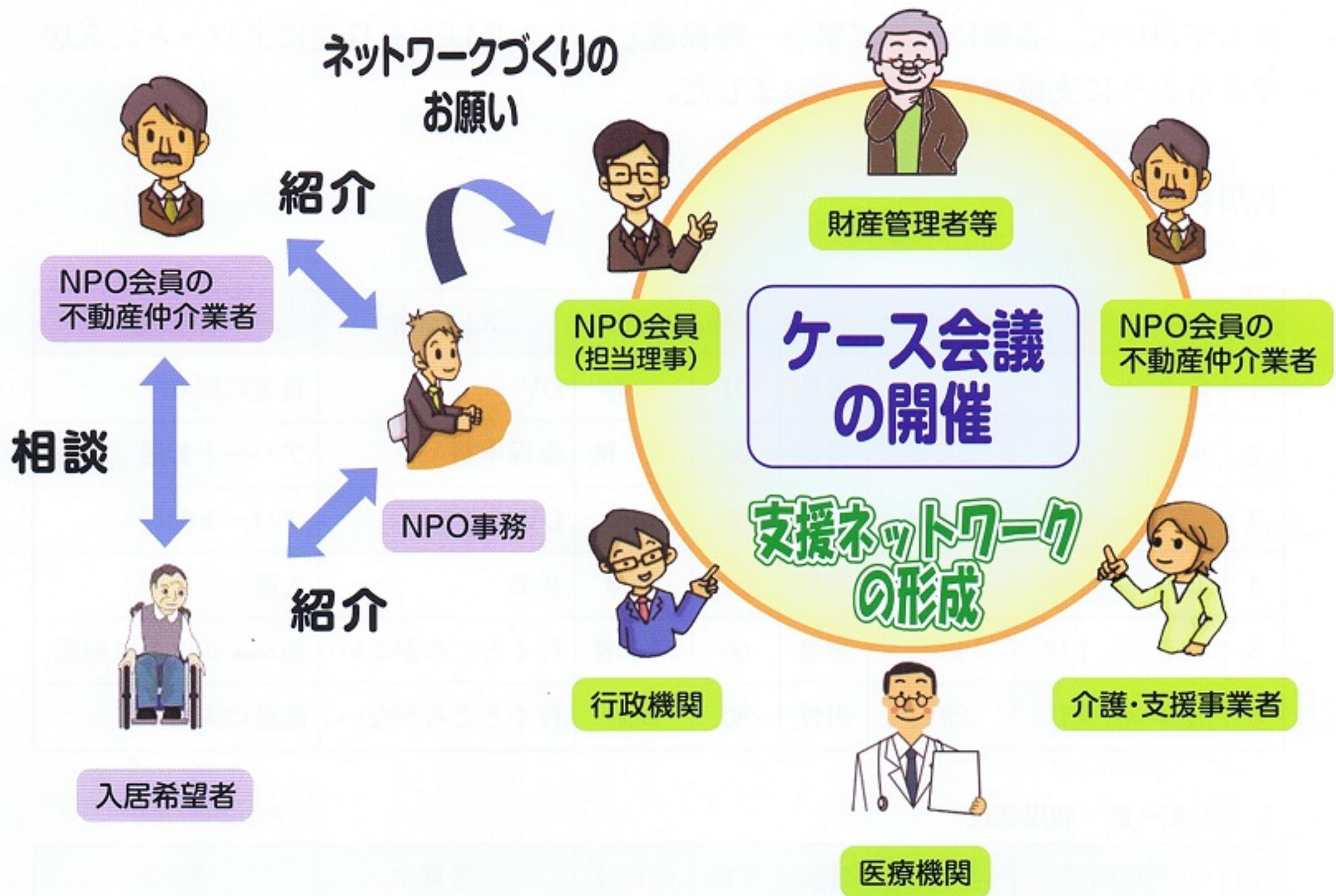
おかやま入居支援センターは、住居の確保が困難な方々の入居を支援するため、関係機関と協力してネットワークを形成し、必要に応じて入居時の保証人となるなどの方法により、住居を確保し、誰もが安心して暮らせる街づくりの一翼を担うことを目的としています。

入居支援ネットワーク概念図

当NPOは入居支援ネットワークを形成するため他の関係機関とつながりを作ります。必要に応じて入居の保証（緊急連絡先や保証人になるなど）と退去時の明渡しの諸手続きを行ないます。



物件探し支援・ネットワーク形成支援



物件探し支援

[NPO事務局→NPO会員の不動産仲介業者]

入居希望地域のNPO会員の不動産仲介業者を紹介します。

※物件探し支援ができないエリアもあります。

ネットワーク形成支援

[申込同行者+NPO担当者+支援関係機関]

ケース会議を開くなどして支援ネットワークを形成します。

シェルター運営事業

高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者などを対象として、岡山市内のワンルームマンション2室をシェルターとして賃貸し、生活用品を用意していつでも利用可能において、必要に応じて緊急一時保護し、1ヵ月以内を目途にアパートに入居できるように支援する事業を行いました。

利用状況

シェルターA 利用状況

No	利用期間	利用日数	性別	年齢	疾患等	入居理由	退去先
1	5.12 ~ 6.4	24日	男性	31	知的	DV	自宅に戻る
2	6.22 ~ 7.6	15日	男性	62	高・精	生保申請	アパート転居
3	7.9 ~ 8.21	44日	男性	33	精神	DV	アパート転居
4	10.4 ~ 10.12	9日	男性	27	精神	放浪	入院
5	12.7 ~ 1.18	43日	男性	60	刑余者	行くところがない	他シェルターに転居
6	3.4 ~ 4.1	29日	男性	80	高齢	行くところがない	施設に入所

シェルターB 利用状況

No	利用期間	利用日数	性別	年齢	疾患等	入居理由	退去先
1	3.20 ~ 5.16	58日	女性	22	知的	ストーカー	アパート転居
2	6.14 ~ 8.6	54日	男性	18	知的	生保申請	アパート転居
3	12.4 ~ 1.23	51日	女性	20	知的	生保申請・DV	アパート転居
4	2.7 ~ 2.18	12日	女性	39	精神	ストーカー	入院

利用人数	10名
平均利用日数	34.4日
男性	7名
女性	3名

事例

● A君 男性 10代 知的障がい

幼児期より施設で育つ。高校卒業後、就職したが1週間で退職。母親宅に戻るが、狭隘な為、また母親が生活保護を受けてるので本人が生活保護が申請できない為入居。

入居後の対応

生活保護申請手続き。障がい者支援センター、就労支援員、ヘルパー等支援関係者がケース会議を開き話し合う。

結果

生活保護受給決定しアパートへ転居。生活支援（ヘルパー）、就労支援を引き続き行うことになった。

● Bさん 男性 60代 高齢者・精神障害

脳梗塞で入院。退院後自宅に戻れない状況の為、入居。

入居後の対応

生活保護申請手続き。NPOで転居後の生活支援を審議。

結果

生活保護受給決定しアパートへ転居。保証人は、妹さんがなりNPOは、緊急連絡先となった。また日中は、B型事業所に通うことになった。



シェルターの様子

ベット、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等を用意し安心して過ごせる環境を用意しています。

生活支援サロン運営事業

高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者などのうち利用登録をした人を広く対象として、岡山市内の物件を賃貸し、そこにテーブル・椅子・飲料などを用意して自由な雰囲気のサロンを用意し日中活動の場を提供して、生活の安定と地域との絆づくりをサポートする事業を行いました。

サロン利用状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
1	14	13	16	35	17	62	55	55	36	57	361人

利用登録者数 15人 (内訳 : 男性3名 女性12名)



サロンの様子



利用者の作品

利用の中心は、20代30代の女性でした。作業所帰りの利用、友人との待ち合わせに利用が主で30分から1時間利用していました。用意したお菓子を食べながらのおしゃべり、塗り絵をして過ごしました。

また遅ればせながら10月にサロン開所式を行いました。当日は、お好み焼きパーティーをし、たくさんの方々にご参加いただきました。

今後の課題としては、高齢者の利用がなかったこと、もう少しリラックスできる椅子（ソファー等）があった方がよかったこと等があげられます。

今年度は、サロン運営事業を試験的におこなってきましたが、見えてきた課題を目標に来年度も引き続き行いたいと考えます。

入居支援ネットワーク強化事業

(1) 関係機関訪問報告

倉敷市内の精神科病院4か所を訪問し、おかやま入居支援センターの取組（支援関係者が連絡を取り合って早期に介入して在宅生活を支えていることなど）を説明し、病院内を見学して、今後の協力関係の構築を図った。

【まきび病院】

訪問日時 平成24年10月23日（火）9：00－10：15
訪問者 井上雅雄・川口隆志
応対者 相談員2名
意見 担当者は、定例のケース会議にも出席してくれるのですか。
近隣のNPOおかげで、近隣での住居確保には苦労していません。
病院の特徴 閉鎖病棟なし・24時間開放病棟（日本で唯一）
印象 病院内は、自由で老人ホームのような印象だった。

【倉敷神経科病院】

訪問日時 平成24年10月23日（火）10：30－11：15
訪問者 井上雅雄・川口隆志
応対者 相談員1名
意見 業者保証の代わりですかという質問があり、違いを説明した。
印象 木目調のフロア・木製の椅子・和室の大部屋が多い。

【あずま会倉敷病院】

訪問日時 平成24年10月25日（木）13：00－14：00
訪問者 井上雅雄・竹内俊一
応対者 相談員1名
意見 相談員の意向は、退院促進を進めたいということであった。
印象 比較的お元気な方から、酸素吸入している方まで入院していた。

【倉敷仁風ホスピタル】

訪問日時 平成24年10月26日（金）13：00－14：00
訪問者 井上雅雄・溝口 剛
応対者 事務局長・相談員2名
意見 退院促進を進めていきたい。
印象 近年改修されていた。比較的お元気そうな方も多かった。

(2) 調査報告書（長崎）

井上雅雄

日 程 平成24年11月30日から12月2日まで

場 所 社会福祉法人雲仙愛隣会ほか

参 加 井上雅雄・阪井ひとみ

第1 施設見学と刑余者支援の実態調査

1. 障害者地域移行の取組

(1) 施設から地域への取組

知的障害者の更生・授産施設から、敷地内のグループホームへ

敷地内のグループホームから、敷地外の共同生活型グループホームへ

共同生活型グループホームから、アパート型グループホームへ

(2) 就労支援

近隣の農作業のお手伝いボランティア：役立ったという意識+就労意欲+近隣の理解
作業所（A型・B型）

給食施設で働く：食事を作って、グループホームへ届ける

瑞宝太鼓演奏者になる

(3) 性生活支援

当事者の結婚・育児をサポート

2. 知的障害のある刑余者支援について

(1) 更生保護施設

地域移行により、空になった障害者更生施設を活用

(2) 自立準備ホーム

アパート型グループホームへの移行で、空になった共同生活型グループホームを活用

(3) 役に立つ体験

ボランティア活動

(4) 就労に向けて

法人のもつ作業所の活用

(5) 表彰

いいところを見つけて褒める。表彰する。

(6) ピアサポートの活用

卒業生の話を聞く会を行い、自立に向けたイメージづくりを行う

(7) 退所後

退所後は、自らの希望する地域へ戻る

3. 刑余者支援に関する長崎方式（モデル事業）

被疑者段階で、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉的サポートを導入し、知的能力・生育歴・心理面等の調査を行い、専門家からなる委員会が意見を提出し、検察官が処分を決める。

最高検察庁・長崎地方検察庁とのタイアップでモデルとして開始されている。長崎に続き、滋賀・宮城で試行が予定されている。

委員会の意見を尊重し、起訴猶予処分になり、更生保護施設が受け入れた事例もある。

第2 医療と福祉の連携（シンポジウム参加）

1. イタリアの精神保健：トッマーゾ・ロザーヴィオ・大熊一夫

精神病院をなくしていったイタリアの取組

全国に精神保健センターを設置し、十分な医療とケアが提供できる体制を整えた。

2. アクトの取組：田島光浩

アクトは万能ではない。地域の福祉資源との連携が重要。

3. 障害のある方々が地域で安全に暮らすため：パネル

4. 田島理事長との懇談会

5. 相談支援：パネル

6. 地域移行支援：パネル

【今回の調査結果を入居支援の取組にどう生かすか】

1. グループホームの活用

アパートへの入居は、グループホームでの生活の先にある自活であるが、おかやま入居支援センターが関与している方々の中には、見守りを必要としている当事者も多い。

一部のマンションで当事者同士の見守り体制が出来上がってきていることは特筆すべきであるが、この事例は、地域的な拡がりに繋がりにくい。

不動産仲介事業者に見守りを期待することにも人的な限界がある。

そこで、取組レベルとしては、やや逆行するかもしれないが、地域移行・地域生活支援を拡大するために、グループホームの活用を積極的に広めていくことが不可欠であると確信した。

岡山県精神障害者家族会連合会など協力関係にある団体とも協議しつつ、早急に、精神障害者グループホーム設置の可能性を探りたい。

2. 刑余者支援の取組

おかやま入居支援センターの刑余者支援は、執行猶予のケースか、刑を終えたケースで行われてきた。知的障害や高齢者に限定せず、精神障害者等も対象としてきた。

長崎における取組は、被疑者段階での福祉的関与であり、一步先を進んでいる。

岡山においても、岡山弁護士会・地域生活定着支援センターが関心を持っているようであり、関係団体に呼びかけて、長崎県地域生活定着支援センター所長を講師に招くなどの方法で、同様の取組を進めていきたい。講師として来て頂くことについては快諾を得た。

3. 相談支援

入居支援ネットワークにおける「相談支援専門員」の役割の大きさと能力差を痛感してきたが、全ての障害者について、ケアマネジメントが行われる方針となり、より一層、優秀で活動的で当事者の立場にたてる相談支援専門員の必要性が高まっている。

おかやま入居支援センターも、将来的には、相談支援専門員を有する相談支援事業所となる方向で、関係者が次年度の研修に参加する方向で検討を開始する。

4. 代弁者（アドボケーター）

保護者制度が廃止され、代弁者（アドボケーター）をつけることができる法改正が予定されている。入院者数を考えると、多数の代弁者が必要である。代弁者を養成し、後方支援する役割を担うことが重要である。おかやま入居支援センターは、医療・法律・福祉の専門家が揃っており、後方支援において重要な役割を担う方向で検討を開始する。

以上

(3) 視察報告書

平成25年2月18日

NPO法人おかやま入居支援センター 理事
弁護士法人岡山パブリック法律事務所
社会福祉士 新名雅樹

日 程 平成25年1月9日

場 所 埼玉弁護士会（さいたま市浦和区）

NPO法人ほっとポット（さいたま市岩槻区）

参 加 新名雅樹（岡山弁護士会：高崎和美弁護士、豊芦弘弁護士に同行）

「弁護士会と民間団体協働による刑余者支援策について」

● 埼玉弁護士会の取り組みについて

● 社会復帰支援委託援助（シェルター）制度について

埼玉弁護士会では、平成21年7月より「社会復帰支援委託援助（シェルター）制度」を設けている。これは、被疑者・被告人の早期釈放（起訴猶予・罰金・執行猶予）を目指す弁護活動を支援する目的で制定された。

制度のねらいとしては、貧困と犯罪の連鎖防止を目的としている。具体的には、元ホームレス等の被疑者・被告人に対し、釈放直後に住む居宅を提供し、生活保護開始決定とアパート生活開始までの原則1ヶ月間、路上生活を回避させ、福祉専門職の支援を受けながら人間らしい生活を取り戻し、もって再犯を防止する。

特徴としては、法律職と福祉職の協働による更正と社会復帰支援を、シェルターを通じて具体的に行うことである。従来、一部弁護士しか取り組みができていなかつたホームレスの生活保護申請などの情状弁護活動を本制度により、誰もが取り組みやすくすることも大きな特徴といえる。

こうした支援は、更生保護法上は更生保護寮での対応が考えられているが、被疑者・被告人の段階で利用が難しい事が多く、保護施設の利用予約もできない。しかし、本制度は被疑者・被告人段階で弁護人から予約を行い、また本制度のシェルター入所を釈放に向けた情状弁護に盛り込むことが可能となっている。

● シェルターについて

弁護士会が直接シェルターを保有することについては、費用や運営方法等、様々な制約がでやすい。

そこで、埼玉弁護士会の刑事弁護センターが管轄する制度に位置づけ、シェルターの利用費用を支弁するのではなく、当該の被疑者・被告人の弁護人に支弁し、それらを弁護人から情状弁護活動に関わるソーシャルワーカー等の費用として充当する制度となっている。そして、すでにホームレス者支援などで従来からシェルター等の居住施設を保有する民間団体に業務連携や委託等の方法をとることで、受け入れ体制などの構築がスムーズとなっている。

運営規則に基づき、すでに3団体の埼玉県内のNPO法人が埼玉弁護士会の指定シェルター運営者となっている。指定を受ける場合の条件の特徴として、「当該施設に転居先の確保、自立支援のための助言等の援助が可能な専門性を有する人材を常置している。」ことを挙げている。これは社会福祉士等に限らないが、実質的に社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉専門資格者の配置による支援が受けられることを指している。

シェルター設置状況としては、浦和管内に2棟7室、川越支部管内に2棟2室あり、制度実施以降、申込件数は210件となっている。需要は伸びており、申し込みの3割は空室がない事により利用できない状況とのことであった。

● 利用の流れについて

利用流れについては以下のようになっている。

- 弁護人、被疑者・被告人（以下、被疑者等）間でシェルター利用を検討
- 弁護人→NPO：シェルター利用申込
- NPO→弁護人：空室の有無を連絡
- NPOの社会福祉士等→被疑者等と留置先での面談等で支援の可否を審査
- NPO→弁護人：支援の可否決定を書面にて通知
- 弁護人→検察・裁判所：支援可の決定書を情状証拠として、早期釈放のための弁護活動～釈放後（シェルターまで弁護人が同行し、シェルター入居契約）～
- NPO↔元被疑者等：シェルター入居契約の締結
- 弁護人↔NPOの社会福祉士等：支援委託契約の締結。委託費14,000円の支払い（原則は社会福祉士等個人への支払いだが、多くはNPO団体にはらっているとのこと）
- 元被疑者等：シェルターに入所（上限1～2ヶ月）。生活保護の申請
- ⑦～⑨は原則として釈放当日に行う
- NPOの社会福祉士等↔元被疑者等：生活再建の支援活動

～シェルターから自立後～

- 弁護人→弁護士会：それまでの支援活動の結果を報告
- 弁護士会→弁護人：支援委託費の援助金支給（14,000円）

流れの特徴、メリットは以下の通りである。

- 被疑者段階の場合、最初の10日間での早期釈放を目指している
- 留置先での社会福祉士等の面談は一般接見となることが多いが、逆に15分程度の面談が可能なように事前の情報共有や質問事項（アンケートなど）を決めている（※接見禁止の場合については弁護士会が面談できるよう働きかけ中のこと）
- 社会福祉士等の接見にかかる交通費は担当弁護人の寄付によることが多い

- 弁護人とNPO、弁護士会それぞれで定型の書面を定め、申し込みや報告が確実に行われている
- 社会福祉士等への支援委託費用は先に弁護人から支払われ、元被疑者等の支援が集結するまでは弁護人の関わりが持続されるようになっている
- 社会福祉士等は元被疑者等と一緒に支援計画（ケアマネジメント）を行う
- 被疑者等段階で障害等が疑われた場合は、弁護人と社会福祉士等で情報共有し、適宜福祉サービス等につなぐ

課題については以下のとおりである。

- 申し込みは隨時であるため、空きの確保が困難なことがある
- 空き部屋はNPO側の運営負担となりやすく、更正施設としての利用だけでは維持費などが赤字になる可能性が高い
- 利用予約がなされても、実刑の場合は利用キャンセルとなり、赤字に転じ易い。弁護人にとっては利用しやすい面も多いが、NPO側は被疑者等の状況が読めないため、実刑の可能性は弁護人の予測に頼らざるを得ない
- 支援委託費は支援内容に対して決して十分とはいえず、施設運営費用に対して十分ともいえない（※金額の根拠は高齢者ケアマネジメントの費用が参考になっている模様）
- 薬物犯や要介護状態の高齢者などは支援体制が整いにくいため利用しにくい
- 未成年者の利用は現在のところ行なっていない
- 制度から見えてきた成果と課題について
- 福祉的支援が早いほど、自立生活後の予後が良い
- 罪名の軽重は福祉的支援の大変さと比例しない
- 留置施設・刑事施設を出た直後のフォローは重要
- 経済的困窮だけでなく、関係の困窮への支援が求められる（見守りの重要性）
- 本人の利用意思や自立に向けた意思確認が重要
- 制度維持には利用する各弁護士の気遣い、姿勢が重要
- NPOほっとポットによるシェルター運営の実際

- NPO法人ほっとポットについて

ほっとポットは、さいたま市周辺で野宿生活（ホームレス）状態にある者、生活に困っている人々の相談や生活支援をおこなっているNPO法人格を持つ社会福祉士事務所である。

専従スタッフ6名全員が社会福祉士であり、さいたま市岩槻区に事務所を開設し（独立型社会福祉士事務所）、主に生活保護の申請時に福祉事務所と調整を行う支援、権利擁護、アパートの入居支援、日常生活支援を中心とした活動を展開している。

(2) 法人の具体的な活動内容について

- 生活に困窮している方に対する福祉相談
- ホームレス状態にある方（ネットカフェ生活等を含む）の住居確保のサポート（アパート入居支援）
- アルコール依存等の精神疾患、認知症、DV、虐待などの福祉・医療問題に対する総合的支援
- 社会保障・社会福祉・公的扶助制度に関する相談、助言、関係機関との調整

- グループホームの運営と入居後の生活支援
- 社会復帰支援委託援助制度（埼玉弁護士会）にもとづく緊急一時シェルターの提供、および被疑者・被告人段階におかれられた方の福祉事務所との調整、制度利用手続きへの助言、安定的住居の確保支援

(3) 法人の主な事業内容について

- 無料低額相談（第2種社会福祉事業：さいたま市届出事業者）
生活上のさまざまな悩みに対して、社会福祉士・精神保健福祉士が専門的・総合的に相談を実施
- 社会福祉士による支援付住宅（グループホーム等）の提供
- 住む家がなく困っている方や、ひとり暮らしが不安な方に対して、地域（主にさいたま市内）で空き家になっている一軒家を法人が借りあげ、社会福祉士による定期的な巡回訪問や支援サービスとセットで、その1部屋（個室）または1戸を低賃貸で貸し出す
- 入居にあたっては、十分な説明と同意の上、個別の支援計画を作成し、支援目標を設定する。また、支援付き住宅には定期的に（ほぼ毎日）社会福祉士が巡回訪問し、支援計画にもとづく自立のための生活サポート（通院や障害認定、食事や健康管理の助言、就労・就活支援、悩み相談等）を幅広くおこなう
- 支援の結果はすべて丁寧な記録として蓄積し、支援計画は定期的に見なおす
- スタッフは、夜間および休日を含む 365 日・24 時間対応する直通電話を携帯し、緊急時はすべての住宅に 5 分から 30 分以内にスタッフが駆けつけることのできる体制を整備
- 支援付き住宅への入居は、おおむね 1 年を目安とし、民間アパートでの自立生活や社会福祉施設など、それぞれの可能性を見きわめた上で自立を促していく
- 支援付き住宅 15 棟（64 室）用意し、いずれもすべて個室で、スタッフによる巡回訪問と緊急対応の体制が整備（2012 年 4 月 1 日現在）
- 緊急一時シェルターの提供（埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度指定施設／法務省自立準備ホーム）
 - 貧困を背景として罪を犯した方が住居を喪失していた場合、当法人が運営する緊急一時シェルターを提供し、30 日間一時的な居所の提供をおこなう
 - 埼玉弁護士会による社会復帰支援委託制度にもとづき、被疑者・被告人段階から当法人の社会福祉士を警察署等に派遣し、社会福祉制度等の助言・生活相談・緊急一時シェルターの説明をおこなう
 - 入居中は、更生支援（弁護士との連携による）のサポートをおこなう
 - 24 時間対応する直通電話を用意し、深夜・休日でも緊急時はいつでも 5 分から 15 分以内にスタッフが駆けつける
 - ほっとサロン・食事会
利用者の方々が気楽に立ち寄れる「サロン」を開設し、また毎月 1 回の「食事会」等を開催している
 - 人づくり（教育研修、社会啓発等）
社会福祉士を養成する大学等からの実習生受け入れに力を入れている（実習指導者講習会受講済）

(4) 緊急一時シェルターについて

ほっとポットのシェルターは埼玉弁護士会の制度と、法務省自立準備ホーム制度を併

用して運用を行なっている。依頼元が刑事弁護の弁護人の場合と保護観察所によって制度の使い分けを行なっている。現在多くの利用者は弁護士会の制度で利用申込を受付し、入所日に弁護人とNPOスタッフが元被疑者等に保護観察所へ同行し、緊急一時保護として保護を行なってもらい、自立準備ホーム制度で入所してもらっている。そのため、実質的には弁護士会の制度による援助費用は受け取っていない。

ほっとポットは従前からホームレス者等の支援を行なっていることから生活保護の同行申請等の実績があり、自立準備ホーム利用中であっても生活保護申請により、退去後の生活保護受給を確実に行なっている。これについては全国ではおそらくほっとポットだけではないかと考えられている。

● シェルター入居後の転居等について

シェルター利用は原則30日とし、実績としても30日での退去がほとんどとなっている。これは長期利用を防ぐことで、シェルターの回転率を挙げ、弁護人らの利用が行き易くなることと、空床による法人負担の軽減を図るためなどである。

そのため、30日での退去に向け、生活保護の同行申請や転居先のアパート確保などに以下の特徴が挙げられた。

● アパートの確保は生存権の保障となる

● アパート入居時の民間保証会社の保証について、元被疑者等は債務者やブラックリスト入りしているが、ほっとポットが緊急連絡人となることで断られることが今までにない

● ほっとポットのアフターフォロー実績の信用が高い→24時間法人スタッフが駆けつけられる物件しか入居してもらっていない

→保証会社のメリット

生活保護受給者は家賃が途切れにくい、ほっとポットの物件紹介実績が多いので保証料が増える等

● シェルターを利用してもらうことで、市内の貧困ビジネス物件への入居を防ぎやすい（なお、市内の低額宿泊所は2500ヶ所ある）

● 元被疑者等の転居費用を生活保護の転居扶助でまかない、入退去時の引越しや片付け作業は不動産仲介業者や保証会社に行なってもらっている（本来、保証会社の保証費用は退去時の保証根拠でもある）

● 利用者の法人で囲い込みをせず、当事者の状態や状況に応じて外部サービスへの紹介や委託を行う

● 今回の視察を入居支援の取り組みにどう活かすか

今回の視察では、被疑者・被告人段階での早期釈放支援という、司法と福祉専門職の支援においても全国でも大変貴重な取り組みを伺うことができた。また、独立した社会福祉士の事業所による元被疑者等の支援や、住居の提供に向けた先進的で具体的な活動にふれる機会ともなった。

現在、岡山のシェルター事業については、岡山パブリック法律事務所、NPO法人岡山・ホームレス支援きずな等をはじめ、当法人でも実施されている。また自立準備ホームについては、ホームレス支援きずなや倉敷市のほっとスペース25等で実施され始めた。しかし、現状はそれが単独で保有、運用するシステムであり、弁護士会や保護観察所との常時連携や費用補助のシステムはなく、運営上の赤字などで今後の維持も先行きが不透明と考えられる。

こうしたことから、以下のような取り組みを提案していきたいと考える。

● 刑余者だけでなく被疑者・被告人段階での支援への取り組み

現在、岡山県内のシェルター事業については、矯正施設・刑事施設からの退所者も受け入れているが、被疑者・被告人段階での受け入れ実績は少ない。受入実績を挙げることで、上記にあるような早期支援が貧困の連鎖を断ち切り、再犯の防止や生活再建の一助になると考えられる。これは検察や裁判所での理解だけでなく、多くの弁護人の理解も今後求められており、入居支援センターをはじめ、シェルター事業に関わる団体間の情報共有や連携、実績報告などによる啓発や広報活動が求められると考える。また、シェルターの運営補助制度などを各関係機関などとも協議を進め、利用しやすいシステムの調査研究が求められると考える。

● シェルター等の退去後フォローへの取り組み

シェルター利用後の賃貸物件への入居に伴う保証方法について、ほっとポットに見られるような信用実績をどのように入居支援センター等が得ていくか検討が必要である。安易な保証人を必要としない物件への生活困窮者の入居は、貧困ビジネスの温床となる可能性もあり、入居の保証が安定的な居住場所の確保となるようなシステムの構築が求められる。

また、地域内での単身生活では、経済的困窮以上に人間関係の構築が重要である。人間関係の困窮は孤独感や無力感に陥りやすく、刑余者の再犯やホームレス者の再野宿などにつながりやすい。生活保護受給だけでなく、新たな人間関係の構築が求められるのである。すでにホームレス支援きずな等が実施しているアフターフォロー支援の強化や、入居支援センター等の関係機関による後方支援などの充実が求められると考える。

● 支援者育成への取り組み

刑余者やホームレス者にかぎらず、様々な障がい者や高齢者の地域生活を支援する支援者の育成は大きな課題である。入居支援センターでの担当理事による支援数には限界があり、支援担当者の育成は従来から急務とされる。

しかし、担当理事による支援と同じような支援者ではなく、先述のアフターフォロー時に協働で支援を行う人材の養成や育成、また既存の関係機関との連携が求められると考える。居住の支援には、埼玉の例のように司法職と福祉職の協働実践に一定の効果が見られており、岡山県内でも各関係団体間の研究や協働が求められる。

以上

パネルディスカッション

「地域の核を創るには」

日 時 平成25年3月3日（日）13：30～15：00

場 所 きらめきプラザ401会議室



《コーディネーター》

社会福祉士 新名雅樹さん（おかやま入居支援センター 理事）

《パネリスト》

社会福祉士 布元義人さん （高齢者支援 浅口市地域包括支援センター）

社会福祉士 今岡清廣さん （障がい者支援 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク）

児童指導員 西崎宏美さん （子ども支援子どもシェルターモモ 事務局長）

宅建主任者 阪井ひとみさん （おかやま入居支援センター 理事）

【コーディネーター】

パネルの趣旨説明

【パネリスト：今岡】

(1) 相談窓口の質の問題

(2) 対応のポイント

①つぼをおさえる

②キーパーソンをおさえる

③継続できる支援のための連携のあり様を最初の段階で抑える

「一番良く知っている人との的確に連絡をとって、良好な関係をもってパーソナルサポート」

行政機関との連携が重要

【パネリスト：布元】

- (1) 浅口市地域包括支援センター活動報告
- (2) 困難事例報告・・・キーパーソンがないケースが多い

①Aさん：70歳台・独居・認知症

毎日、2万円を払戻しにくるという銀行からの情報で関与
市長による成年後見申立⇒NPO岡山高齢者・障害者支援ネットワークが受任
これから、支援機関に繋いでいく方針

②Bさん：80歳・男性・独居・認知症

近くの建設業に土地・建物を売る契約書を交わしていた
アダルトビデオの山：50万円で買ってくれと言われている
市長による保佐申立⇒NPO岡山高齢者・障害者支援ネットワークが受任
情報が錯綜してきている。役割分担を決めてかかわる予定

③Cさん：80台後半・男性・重度の認知症

半年前に妻が死亡・金銭管理ができない
市長による成年後見申立
3親等の推定相続人に家庭裁判所が意向確認
⇒甥から金銭借用要求が始まり施設に保護した

困難ケース

キーパーソンがない高齢者が増加しているケース
身寄りがあっても、 kontaktしてもらえないケース
子どもが無職で、親の年金で暮らしているケース
家がごみ屋敷のセルフネグレクトケース
高齢者・DV・子どもの虐待の複合ケース

課題

支援者側の連携

コーディネーター

孤立化・無縁化・・・独居だけでなく、さまざまなケースがある。



【パネリスト：西崎】

(1) 子どもシェルターモモの紹介

対象者

虐待を受けていた子ども

養護施設で住めなくなったり子ども

目的

自立を支える

子どもたちのセーフティネットの役割を果たそう

事業

シェルター運営事業 33名利用 33名自立（短期間入所を想定）

自立援助ホーム運営事業 14名利用 10名自立

フォローアップ事業 13名利用 8名自立

認定NPO法人の認証を受けた

シェルター利用者の状況

学歴 高校中退者が多い

児童相談所以外からの紹介が多くなり、18-19歳の子が多い

滞在期間が伸びてきている。最高7ヶ月

フォローアップ事業

(2) 困難を抱える子どもたち

単身生活になった子の支援が重要

愛着障害のある子が多い・発達にでこぼこある子が多い

乳幼児期からの施設暮らしが生活を作る知恵がない

自分で自分の食事を作れない
生活を作っているモデルがない・働いたお金でやっていくということを見ていません
恋愛ができない・片付けができない・ほうきは使ったことない
仕事を探しても、分からぬことや知らないことが一杯ある
住所変更の付添い。口座開設の同行・契約も含めて全て支援が必要。

(3) 事例

① 18歳のA君

郵便物の意味がわからない

国民健康保険から健康保険に移行することの意味

② 17歳のBさん

深夜に「病院に連れて行って」

(4) 課題

多くの人に関わってもらわないと支援できない

もっと多くの子どもがいるのではないか

子ども支援は大変だなあ、と感じている

キーパーソンも支援者もいないのが子どもたちではないか

【コーディネーター】

行き場のない子どもたち

誰か関わる人がいるのだろうか

どんな生活を描くのか

【パネリスト：阪井】

(1) 現状報告

仲介した人の増加

H21年に50人だったが450人になった

なんでも阪井のところに という対応が増えてきた

(2) 問題事例

①金銭管理を自分でしたいができない方

②何も希望を持てない方 ⇒ いつの間にかいなくなってしまったこともある

③保証人はいるが、家に帰らせない家族「ちゃんと家賃を払うから良いだろう」

寂しい・ワーカーとの関わり少ない・医師との関わりも少ない

行政「月に1度くらいは行けます」「対象者ではないので」「事故がないと動けません」等

- ④行政機関の申込で、本人と話をせずに連れてくるケースもある
- ⑤住宅メーカーが古いアパートを新築したいので申込同行するケースもあった。ネットワークを説明しても「僕がなんでそこまでせんといけんのですか」

(3) 見守りの事例

- ・3ヶ月に1回程度、岡山県精神科医療センターとの全体ケース会議を実施

(4) 課題

- ①ワーカーに現場に出て経験を高めてほしい
- ②発達障害の方が増加してきている
 - ・・・即座に動いてしまう・「助けてくれ」という連絡
 - つけ入るような商売からどう保護するか

【コーディネーター】

支えてくれる人がいない方の数は増えてきているのか?
うまく社会とつながっていけない人をどう支援するのか?
自分だけの支援では厳しい
地域の支援を得ながら・・・という連携がうまくいっているのか?
予防的に対応できなかったのか?
どうやって支援を継続するのか?
あつたらいいな、を考えてみたい
現行のシステムの中で、不満に感じていることを

【パネリスト：布元】

- ①65歳の壁・縦割りを打破したい
 - なんとか内部で協力できないか、行政内部で課長同士の話し合いシステムを作っている
- ②総合的窓口がほしい

【パネリスト：今岡】

自分は困っていない

- ①進行性の病気の方の未成年後見事例
 - 18歳まで生活保護
 - 児童相談所が措置の延長をしてくれた
 - 20歳になったら、年金申請をする
 - 死亡時について、行政が、お寺と交渉してくれた
- ②精神科に入院を繰り返す方の後見人
 - 生活保護のワーカーが全てやってくれる

キーパーソンで非常によくやってくれる

【パネリスト：西崎】

①知的ボーダー + 発達障害の子ども

アパートが決まれば生保申請はできる。多動性→おちつかない子が多い

その後のサポート（就労・生活）

出産する子も複数いる

社会資源をコーディネートしていって、どうすればよいのか、日々悩んでいます

【パネリスト：阪井】

①親の背景が見えるような子どももいる

②発達障害 + αで、教えてもらってないからできない、分かっていてもできない

③おせっかいやきの年配の方がいてくれるといいな

「自立」のボランティアをしてくれるお年寄りにお手伝いをしていただきたい

④亡くなった跡、骨が拾えない・・・うまく繋がればいいな：生きていた証を考えても らえたら

【コーディネーター】

孤立化・無縁化対策：家族に関わることを期待できないのでは？

制度そのものの枠組みに限界が

誰がコーディネートするのか？

パーソナルサポートに関わる人材の育成が必要なのでは？

どんな支援のネットワークがいてくれたら？

【パネリスト：今岡】

ほっとポットのような取組

社会福祉士は14万人いるが、どこかに勤めている。有効な社会資源として機能していない。

あってほしい取組に社会福祉士や精神保健福祉士が登場できる仕組を作らないといけない。

経験をつなげていく機能をどこかが持たないといけない

地域に目を向けて変えていく人材の養成をどこかがしないといけない

社会問題に対応したソーシャルワーカーを創る人を育てることが重要

【パネリスト：布元】

地域に負担がかからないような取組を考えたい

介護支援専門員協会の研修会：医療・看護・介護の共通言語で地域を支えよう←福祉がない

【パネリスト：西崎】

地域という中で、子どもという視点が外れているのではないか
子どもを是非入れてほしい
法のエアポケットの子どもたちを何とかしよう
こんな住まいがあるといいな

地域のおばちゃん・おじちゃんが声をかけてくれるような集合住宅で生活を学べる場
を事務局の近くにアパートを借りて支援しているが、困っている子どもは一杯いる

【パネリスト：阪井】

土曜日・日曜日に行くところがないので、あったらいいな、と思う
私たちも考え直さないといけない
もう少し、土日に対応できる施設が増えてくれるといいな

【コーディネーター】

社会を変えていく人材をどう育成するか？

負担感を感じている現実がある
取組はできるが金銭的には厳しい
子どもの視点

空白の時間を埋め合わせできない方が多い
子どもの時から関わってくれるような支援者がいない。
土日に行くところがない
いろんな人が一緒に暮らせる場所に行き着くのではないか
いろんな人が大人のモデルになり、一緒に暮らしていくことができないか
対象者から支援者に・・・流れを創っていきたい

【会場発言】

小規模多機能・地域型グループホーム・特別養護老人ホームも小規模のものができているが、その前の段階では、自分たちの力で小規模多機能の始まりを作ることが必要。富山で、いろんな人が寄ってくる場を立ち上げ、新しいモデルとして、厚生労働省も取り上げて現在の小規模多機能型施設になった。

厚生労働省は、モデルをやって成功して、これはいいとなると制度化して予算をつける大型施設ではいけない

地域で暮らせる・地域で育ち、地域住民として・・・の方向はあるが
民生委員等の古いパターンの人には頼っていてはいけない

社会福祉士の役割はあるが、無報酬ではなく、核に地域コーディネーターとして援助を新しい農村作りの取組と同じように行政がサポートを

発達障害の相談にいった時、たらい回しになった経験がある

自分の課の問題でなくともワンストップでやってくれるところを

「地域の核になる人を雇っていく」「O Bで経験をつんだ人」
「泊ってもいいし、デイでもいいし」→小規模多機能を生んだそういう形の取組が必要

【コーディネーター】

富山の「この指とまれ」の事例だと思う

【会場発言】

困難事例は、皆と一緒に、地域を巻き込んでこなさないと地域が育たない
介護保険が始まってから、「専門家に」と言われ、地域の人が応援してくれなくなってしまった。
専門家は数が限られているので、地域全体を育てる感覚を思い出してほしい。

【コーディネーター】

コミュニティデザイン
地域の方にどのようにすればよいのか
新しい人材の育成に繋がっていない

終了

ま　と　め

—高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者等入居支援事業—

N P O おかやま入居支援センター

理事長 井 上 雅 雄

今年度、福祉医療機構からの援助でサロン事業を実施しました。虐待経験から社会的に孤立して自立に困難を抱えている青年や、知的障がいや発達障害から人間関係に悩んでいる青年や、精神障がいで時々ゆっくりしたい青年や、精神障がいの高齢者などがサロンを利用されました。仕事帰りに立ち寄って話をすることで精神の平静を保つことができました。サロンによって、生活支援のために自由に立ち寄れる場所の必要性を確認できました。今年度は、当N P Oと協働実施機関からの紹介に限定して利用してまいりましたが、もし、次年度も実施できるなら、近隣住民との関係強化を目指して町内会との連携を深めたいと考えています。対象者を限定せず、高齢者も障がい者も児童も利用できるサロンにすることで、地域の中で暮らしている感覚をより強く感じていただいて、効果を実感できるのではないかと期待しています。

福祉医療機構の助成を受けて、シェルター2部屋の運営をさせていただきました。緊急対応の必要な案件が多く、シェルターの必要性が高いことが判明しました。シェルターを利用してアパート暮らしを始めて、安らかな老後を送っている精神障がい者もおられます。刑余者でシェルターを利用してから、協力関係にあるN P Oの支援も受けて就労につながって自立した方もおられます。次年度以降もシェルター運営事業を委託していただければ、再犯の防止と多くの方の権利擁護に繋がると確信しています。

福祉医療機構の助成で行った入居支援事業の調査で、全国の先進的な取組を確認することができました。調査結果は、当N P Oの活動にいかされて、結果的に社会的排除にさらされている方々の権利擁護に繋がるものと確信しています。昨年度からおかやま入居支援センターの取組が徐々に全国に知られるようになり、精神障がい者の支援に関わっている全国の多くの方々との関係が深まりました。

岡山県内のエリア拡大に取り組みました。倉敷市内の4病院を訪問して、当N P Oの活動を説明し、施設見学を行いました。訪問した病院から入居支援申込があり、訪問の効果が現れてきています。

直接に相談を受けて関わっている人の悩みには共通点があるのではないか、地域の核となるべき相談支援担当者のスキルが今後重要となるのではないか、という問題意識でパネルディスカッションを行いました。その結果、入居・生活・就労の場面で、同様の問題を抱えていることが分かりました。

次年度は、継続的に取り組める体制を構築したいと思います。今後とも、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上

この報告書は、
独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業
の助成を受け、作成しました。

発行：特定非営利活動法人 おかやま入居支援センター

〒 700-0923 岡山市北区大元駅前 1 - 11

TEL&FAX (086) 221-0530